

V-2 自然や地域社会での子どもの遊び環境の変化とその国際比較

自然の中や地域社会における子どもの遊び環境の変化は、社会全体がどういう時代であるかをそのまま反映した形で大きく変化していく。この点については、おおよそ20年ごとに定点観測が幾つかの行政地区で行なわれている。まずこの調査の結果のエッセンスを紹介するとともに、その変化を諸外国の例と比較することにする。

(1) 地域社会における遊び空間量の変化

まず、1975年までの20年間の変化について横浜市での調査結果を見る。1955年から1975年は日本の高度成長期にあたる。具体的には横浜市のいくつかの小学校校区で子ども達にヒアリング調査をし、実際にどこで遊んでいるかというのをマップに描いてもらい、それを計測したものである。この調査の結果、自然の中の遊び空間は、20年間に実に80分の1程度にまで小さくなっているということがわかったのである。日本中の大都市では、ほとんどその傾向を示していて、恐らく全国的にはこの20年間に遊び空間量は20分の1くらいに減っていると考えて良いであろう。その次の20年、すなわち1975年から1995年の変化も調査されているが、それによると、日本全体では10分の1くらいになっている。従って、現代の日本の子ども達の遊び空間というのは、かなり限界近くまで狭くなってきていると考えざるを得ない。

要するに開発によって、公園の数こそ増えている一方、子ども達が遊べる斜面緑地などの、いわゆる身近な自然というものがどんどん失われていることが問題なのである。この20年間の子どもたちの遊び環境では、農村部で少子化の影響を受けて、子どもの遊び集団が少なくなり、自然遊びができなくなってしまう。今、外遊びができていないだけ、農村部の子どもたちの方が体力・運動能力がないといわれている。

(2) 遊び環境の他の要素の変化

子ども達の遊び環境の中では、自然スペースに代表される空間の変化もさることながら、多くの環境要素も大きく変わってきた。例えば、日本の子ども達が外遊びから内遊びに変わったのは1960年代半ばからであり、その大きな原因はテレビであるとされている。さらに、もう一つの要因としては、1980年代のテレビゲームの出現で挙げなければならない。これらによって子ども達が外で遊ぶ時間よりも、家で遊ぶ時間の方が増えてきたのである。

遊びには時間、空間、集団(仲間)の三種類の環境がある。その内の遊び時間をみみると、日本の子どもの遊び時間は、平均して4時間から5時間である。それは、多少昔に比べ少なくなっているが、さほど変わらない。しかし、子ども達が実感として遊んでいる時間は2時間半ぐらいになり、1975年にはテレビを見る時間が多くなってしまった結果1.4時間ぐらいに減ったとされている。子ども達は、習い事や塾に週4~6時間ぐらい費やし、どんどん忙しくなっている。その結果、子ども達同士が一緒に遊べる

時間が十分に取れていない。

遊び集団あるいは仲間という視点からみても、貧困化していると言わざるを得ないが、その要因として最も大きいのは少子化であろう。我が国の合計特殊出生率は下がり続け、1990年で1.53が、2003年では1.19である。兄弟の数も少なく、1986年で1.7人、2000年で0.92人となってしまっている。子どもの遊び環境からすれば、兄弟は3人以上が理想だと言われている。つまり、2人ならば敵対するだけだが、3人いれば社会が形成されるという。子どもは遊びながら様々な学習をする。兄弟姉妹がいる事によって、子どもは集団遊びが可能になる。同胞の存在は遊び集団の基である。

ここ40～50年の間に、子どもの遊び環境の変化にもっとも影響を与えたのは遊び方法である。1960年代のテレビ、1980年代のテレビゲーム、という2つのツールによって日本の子どもの遊び環境は著しく変わってきたことは既に述べた。テレビとテレビゲームは世界各国どこでも同じように存在する。しかし、日本の子どもたちだけがどうしてそんなに夢中になってしまったのか。これには「空間」が関係していると考えられている。すなわち、子どもたちは外遊びの方が楽しいし面白いはずなのであるが、その面白さを体験しないうちにテレビやテレビゲームなどに溺れてしまい、工夫しながら仲間とともに外遊びをするチャンスを失っていると考えるのが妥当であろう。

これに関連して最も重大なことは、以上述べたような現状によって、子どもたちの遊びへの意欲が失われているのではないかと思えることである。例えば、神社の境内は存在するが子ども達が遊んでいないし、ニュータウンの広々とした公園でも、子ども達が全く遊んでいない。従って、場所や道具だけがあってもダメではないか、そこには遊びの指導者としての「大人」が必要であろう、という考えもある。

(3) 遊び環境の国際比較

子どもの環境問題に関する国際比較研究が行なわれている。それについて簡単に触れておくことにする。こうした研究の重要性は、一つには今はまだ我が国では問題ではなくとも、将来起こってくるかも知れない問題を知ることができること、さらには我が国では解決が困難な問題をすでに解決した例があって参考になること、などにある。

1) ロサンゼルス(アメリカ)

ロサンゼルスは人口320万人、一人当たりの公園面積は25～26㎡ある。しかし、アメリカでの最大の問題は犯罪率が非常に高いことであり、特に幼児・児童の誘拐が極めて多く、日本の約500倍、身代金を請求する事例も100倍といわれている。離婚して片方の親が裁判で負けて、置いていった子どもたちを拉致するというものも多い。オープンスペースがあっても親たちは安心して遊ばせられないと言う。アメリカの児童公園は高いフェンスが巡らせてある場合が多いのは、犯罪者を公園の中に入れないという配慮からであると言う。だから、高さも2m以上ある。勿論、日本でもフェンスがあるところもあるが、それは道路に面していて子どもたちが道路にとびださないようにとの配慮からである。

もう一つ米国での問題は、安全に対する過剰な反応がある。例えば幼稚園・保育園で子どもたちが怪我をしたとすると、必ず裁判を起こされて負ける。従って、やむを得ず幼稚園・保育園は保険に入っている。その結果、敷地内に池がある、大きな遊具があるというだけで保険料が高くなる。幼稚園や学校の中では、遊具、水場などの怪我をしそうなところは全部取り払って芝生だけという所もあるという。我が国でもすでにこれに類似した過剰な反応があり、共通の問題として考えることができる。

2) ミュンヘン(ドイツ)

ミュンヘンでは、人口一人あたりの公園面積が21.6㎡で、日本の大都市の5.6倍もある。しかも公園という名前のつかない、子どもの自由な遊び場がさらに多くて、ミュンヘンの子ども達の遊びの行動範囲の広さは、一人あたり平均12,000㎡程度あるが、これは横浜市の子どものと比べると4倍ほどになる。ミュンヘンは、ヨーロッパの都市の中で最も子どもたちに対するサポートが充実している地域とされている。公園だけでなく、住宅街の周りでも子どもたちの遊びのスペースは多い。これは、サーカスバスという子どもたちに市民活動家たちが一週間程広場のテントでサーカスを教えるというプログラムがあるからである。サーカスバス、プレイバスのような巡回のイベントも多く、空間だけでなく、子どもたちを支援する活動が盛んであるという。こうした市民たちの活動を可能にする要因の一つに、ドイツでは労働時間が非常に短く、年間約1,600時間に過ぎないという事実がある。このように、大人が自分のために使える長い自由時間を使って地域に溶け込み、子どもたちと遊ぶとかスポーツをするライフスタイルになっている。親と子が一緒に遊ぶ、これが日本と違うところといえよう。

3) カナダ(トロント)

トロントは北米のなかでは犯罪も少なく、環境も豊かで公園も多い。住宅地の道路の多くは8m道路でさらにフロントヤードがあるから、家と家との間が20m以上離れていることが多い。従って、広い道路そのものが子どもたちの遊び場になっていてストリートホッケーも盛んである。ストリートホッケーをする年齢は、小学校高学年の男の子が中心ではあるが、年齢的には様々であって、タテ型遊び集団といえる。小さな子ども達に少し大きな子ども達が教えながら遊ぶし、時に大人も参加する。住宅地の道路は滅多に車が入ってこないから安全である。事実、トロントの子ども達の80%は道路や庭で遊ぶという。

4) ソウル(韓国)

ソウルでは、韓国相撲のシルムのように、韓国独自のものもあるが、今でも昔ながらのゴムとび、石けり、陣取りなどの遊びが日本の子どもの遊びと同じ形で行われている。ソウルでは高層住宅の庭でこうした遊びが生きている。また、近所づきあいも活発で、子どもたちの遊び仲間も日本のように同年齢に限られていない。

5) 台北(台湾)

台北には騎楼というシステムがあり、道路に面した商店街、住宅等の建物は1階部分を3.6mセットバックする規則になっている。高さ3.6m×3.6mのこのスペースは公共

の敷地になる。これは、大陸の福建省でつくられた伝統で、昭和初期の日本が台湾を植民地としていた時代に、騎楼を都市計画的に法制化したものである。台湾は、今から10年ぐらい前までは経済成長一本やりで、こどもの環境に関心を持つことはなかったが、最近は変わってきたという。唯一の問題は、騎楼の周りの部分だけが柱だけで建っているので、騎楼は地震に対して抵抗力が弱いことである。

6) ジョグジャカルタ(インドネシア)

インドネシアの場合は、アメリカ型の都市開発の中で、貧富の差が非常に大きく、階級的環境も合わせて見て行かねばならない。新しく開発された住宅街では、特に上流階級の住宅は住宅地に門があり、さらに住宅としてもフェンスもあって、子どもの環境的にはかなり閉鎖的になっている。一方、伝統的な村の住宅地には広場がありそれが有効に機能している。

★参考文献

・仙田満:子どもとあそび—環境建築家の眼—、岩波新書253、1992

V-3 「子どもの遊ぶ権利」を保障する人権憲章

前章までの記述に際して、元々子どもには遊び、学び、育って行く「権利」が保障されているものと決めてかかっていた。しかし、世界的に見て、果たして本当にそうした権利は保障されているのかについて、ここで改めて検証することにする。そして、現存する遊ぶ権利の保障を確立する人権憲章の内容を考察してみることにする。

(1) 何が問題なのか？

「20世紀は、子どもの世紀」といわれていたが、その夢は実現できなかった。21世紀こそ、子どもの世紀となることが強く求められている。しかしながら、子どもの人権保障をめぐる実態は、国内外において、きわめて憂慮すべき状態にある。この点、世界的傾向として、以下のことを指摘できる。①子どもの成長・発達にとって不可欠な権利である遊びの重要性に対する社会的無関心の存在、②学校や家庭における知育偏重、③居住空間の非人間的利用および不適切な環境計画の推進、④子どもを食いものにするマスコミ・商業活動の増大およびそれらがもたらす道徳的価値基準の低下や、文化的伝統の衰退、⑤急速に変化する現代社会生活への対応面における子どもサイドの準備不足、⑥地域社会における子どもへの差別・選別の増大、⑦子どもが戦争・暴力・麻薬・性的搾取・虐待などに絶えずさらされている、⑧スポーツ競技における不健全な競争に子どもが常に狩り出されていることなどである。国内的には、以下のことを指摘できる。すなわち、いじめ・体罰・中退・不登校・校則・学級崩壊・売春・ポルノ・自殺をはじめ、不本意入学・学力低下・学習意欲の喪失・不適格教員・学費支払不能・定員割れおよび子どもへの性犯罪の多発化などである。したがって、子どもの人権

保障の現実は、きわめて劣悪な状態にある。

むろん、中央教育審議会の近年の答申などにみられるように、21世紀における教育改革のさまざまなプランが提言され、子どもの人権保障にも明るい“きざし”が現われている。しかし、こうした改革が、真に子どもの人間性を尊重し、自立を高めることになるかは、はなはだ不透明・不確実な点が多いといわねばならない。それゆえ、ここでは、子どもの成長・発達にとってきわめて重要な意味を持つ、遊ぶ権利の保障を確立する人権憲章の内容を考察してみることにする。

(2) 子どもの「遊ぶ権利」の法的保障の意義

子どもの遊ぶ権利の法的保障は、1948年の世界人権宣言の流れを受けて、1959年に国連で採択された「子どもの権利宣言」において、はじめて確立をみた。しかし、同宣言は、遊びとレクリエーションの権利しか明記しておらず、しかも、これらの権利保障は、「教育と同じ目的に向けられなければならない」(7条3項)と限定的にとらえられていた。つまり、遊び・レクリエーションの権利は、教育的意義を持つという観点からのみ保障されていたのである。その後、1989年に同じく国連で採択された「子ども(児童)の権利条約」は、遊び・レクリエーションの権利と同時に、休息・余暇の権利、さらに、文化的・芸術的生活への参加の権利を認めている(31条)。そこには、上記の諸権利の保障を、教育だけではなく、広く子どもの精神的・肉体的・文化的活動にまで及ぼそうとする考えがある。

しかしながら、「子どもの権利条約」は、「子どもの遊ぶ権利」(the right of the child to engage in play)の具体的意義については、明確には触れていない。この点に関しては、同条約の採択に大きな影響を与えた「子どもの遊ぶ権利のための国際協会」(IPA)の「子どもの遊ぶ権利宣言」(1982年及び1989年改訂)に注目する必要がある。同宣言では、子どもの遊ぶ権利は、①子どもの潜在的能力を発達させるために不可欠なもの、②本能的・自発的・自然的なものであり、かつ、生来的・探求的なもの、③コミュニケーション・自己表現であり、思考と行動を結びつけ、満足感・成就感をもたらすもの、④心身や情緒を発達させ、社会性を身につけるもの、⑤単なる暇つぶしではなく、生きることを学ぶ術であり、生活のすべての面において重要である、と考えられている。いずれにしても、「遊ぶ権利」を単に教育面だけではなく、すべての生活面で法的に保障された「権利」として位置づける子どもの権利条約の成立は、子どもの人権保障の観点からみると、大きな意義を持つ出来事であったといえよう。

(3) 「遊ぶ権利」の法的保障の具体的内容

そこで次に、前記「子どもの遊ぶ権利宣言」を参考にして、子どもの遊ぶ権利を保障するため、今後、行政サイドが取り組むべき具体的内容について、教育部門、福祉部門、保健部門、文化部門、そして開発計画部門に分けて、検討してみよう。

1) 教育部門

基本理念－遊びは、教育のエッセンシャルな要素である。

- ①公教育制度の中に、独創性・創造性・社会性・相互作用性を育む遊びを導入し、子どもが豊かに成長・発達する機会を提供する。
- ②教育専門家およびボランティアの養成課程において、遊びの持つ重要性を学習するようにさせる。
- ③学校・大学およびすべての公共施設を、子どもの遊びに利用できるように開放する。

2) 福祉部門

基本理念－遊びは、家族および地域社会の生活にとって不可欠な要素である。

- ①遊びを、親子間の親密な関係を強化する方策として、最大限活用する。
- ②遊びが社会の開発・発展に寄与し、地域社会の相互協力を促進させる重要な要素であることを認識するように努める。
- ③障害を持つ子供を、遊びを通じて地域社会の一員として受け入れるよう、地域社会の諸活動を構築する。

3) 保健部門

基本理念－遊びは、子どもの心身の健全な発達にとって、重要な要素である。

- ①出生したその日から、子どもが遊びの喜びを受けられるプログラムを、教育専門家と両親が確立できるように努める。
- ②遊びを、子どもの健康と増進と維持のために作成される地域社会のプログラムの中に組み込む。
- ③病院およびその他の施設において、遊びを子どもの各種の治療計画に不可欠なものとして、取り入れる。

4) 文化部門

基本理念－子どもは、いま遊ぶ時間を必要としている。

- ①子どもの遊びに十分必要な時間・場所・遊具を提供し、各人やグループの興味を発展させるように努める。
- ②年齢、学歴、職歴の異なる多くの人達が、子どもの遊びに関わるようにする。
- ③子どもの遊びに関する巧妙な商業宣伝活動を禁ずる。
- ④戦争玩具および殺人・暴力・破壊ゲームの製造・販売行為を禁止する。
- ⑤子どもを含むあらゆる年齢の人が、一緒にできるゲームの開発を促進する。
- ⑥子どもがスポーツ活動を行う際には、フェアプレーを奨励する。
- ⑦すべての子どものために、よい遊具を提供する。とくに幼児のプレーグループやプレーバス(移動遊戯館)および玩具図書館などの地域施設との協力関連を重視し、各年齢レベルの子どもにとって、特別に必要な遊具の提供について、研究・開発を行う。

5) 開発計画部門

基本理念－居住空間の設計(デザイン)の際には、子どものニーズに高度の優先権を与えなければならない。

- ①新開発または、再開発計画をデザインする際には、大人と異なり、体が小さく、傷つきやすい上に、行動範囲がせまい子どものことを十分に考慮する。
- ②子どもを持つ家庭に配慮し、家族向けの高層住宅を作らない。また、既存の高層住宅でエレベータ事故など、子どもに及ぼす悪影響を軽減する緊急措置を講ずる。
- ③子どもが、周囲の環境およびその利用に関連する諸計画のあり方について、意思決定を行う際には、それに参加できるように保障する。
- ④制定法によって、子どもの遊びやレクリエーションのための十分な時間・空間を確保するように努める。

(4) 子どもの遊ぶ権利を保障する人権憲章の確立

「子どもの権利条約」31条が、「1 締約国は、子どもが休息しかつ余暇を持つ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに、文化的な生活および芸術に自由に参加する権利を認める。2 締約国は、子どもが文化的小および芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進し、ならびに文化的、芸術的、レクリエーション的および余暇的活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する」と定めている限り、すべての子どもは、能力の差にかかわらず、等しく遊ぶ機会を享有する権利を持ち、さらに、いかなるときにも、すべての締約国は、「子どもの遊ぶ権利」を保障するように立案されたプログラムにおいて、その権利に最優先権を与える責務があるといわねばならない。こうした観点から、子どもの遊ぶ権利を保障する人権憲章を定めるとすると、以下のような内容になると考える。

- 第1条 国は、子どもがその成長・発達過程において、正しい遊びを通して、多様な体験を得る機会を保障する。
- 第2条 国は、子どもとその家族が日常的に触れ合い、親しむことができる自然スペースを保全・創出するように努めねばならない。
- 第3条 国は、子ども達が遊びによって、身体性、感性、創造性、社会性を育むようにするため、豊かな遊びの空間と時間を整備しなければならない。
- 第4条 国は、子ども達が自らの意思に基づき、遊びを通してさまざまな年齢の仲間や多様な人々と交流する機会を提供しなければならない。
- 第5条 国は、犯罪および事故から子どもの遊びを守るように生活空間を作らねばならない。ただし、過度な安全重視が子どもを閉じ込めることがないように配慮する必要がある。
- 第6条 国は、子どもが遊びを通して健康かつ健全な成長・発達をするよう住環境を整備し、医療サービスの十分な提供をするよう心がけねばならない。
- 第7条 国は、子どもの遊びが日常的に屋外の大地に接し、低層の住宅に生活す

る中で、孤立しないように努めなければならない。

第8条 国は、子どもが多様な遊びに自由に接近できるよう開放的な生活環境を作り、楽しいまちづくりに専念する必要がある。

第9条 国は、子どもの遊びによって創出される文化を尊重し、子どもの固有の地域文化を継承・発展させるように努めなければならない。

第10条 国は、子どもが遊びを通して自然・地域そして地球環境について、関心を持つように学習や体験の機会を用意する必要がある。

第11条 国は、子どもとその家族が共に楽しく遊ぶ時間と空間を共有することができるようにするため、職場と住居の近接に努め、子どもの成長・発達にとって有害な商業活動を排除するように関係者間のネットワークづくりに努めなければならない。

第12条 国は、親が元気に遊ぶ子を安心して育てることができるよう、子育てを支援する社会システムの整備・確立を図る必要がある。

★参考文献

- ・「子どもの遊ぶ権利のための国際協会」・『子どもの遊ぶ権利宣言』、1989
- ・仙田満：子どもとあそびー環境建築家の眼ー、岩波新書253、1992
- ・野上修市：子どもの権利条約第2部判例と解説ー第31条、永井憲一編著・『子どもの人権と裁判ー子どもの権利条約に即して』、法政大学出版局、1998
- ・日本建築学会：子どもと高齢者に向けた学会行動計画推進特別委員会・『子どものための建築・都市12ヶ条』、2000